

●被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（平成 27 年 8 月 25 日改定）（抜粋）

Ⅱ 支援対象地域に関する事項

平成 25 年 10 月閣議決定時の基本方針(以下「改定前基本方針」という。)においては、原発事故発生後の放射線量の状況を考慮し、年間積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20 ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じたと言え、地域の社会的・経済的一体性等も踏まえ、当該地域では、支援施策を網羅的に行うべきものと考え、法第 8 条に規定する「支援対象地域」を、福島県中通り及び浜通りの市町村(避難指示区域等を除く。)としたところである。

さらに、被災者生活支援等施策ごとに、「支援対象地域」より広範囲な地域を支援対象地域に準じる地域(以下「準支援対象地域」という。)として定めた。

一方、法の規定上は「放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すもの」とされており、線量の低下に伴って支援対象地域を縮小することを予定していたものと考えられる。このため、現在の支援対象地域内の放射線量について検討すると、以下のとおりである。

現在の支援対象地域内の空間放射線量は、原子力規制庁が実施している航空機モニタリング結果に基づき推計した外部被ばく線量によると、原発事故発生時と比べ、大幅に低減しており、生活圏として既に年間 1~20 ミリシーベルトの線量域の下方部分にあり、各市町村で実施している個人被ばく線量の測定(支援対象地域内での実施 12 市町村の直近の各平均は、既に年間 1 ミリシーベルト以下)、福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査、厚生労働省等が実施している食品検査等からは、「長期目標」をも満たしつつある。

以上に鑑みれば、原発事故発生から 4 年余りが経過した現在においては、空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはなく、法の規定に従えば、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となると考えられる。

しかしながら、避難せずに居住を続けるか、他の地域に居住するか、元の居住地に帰還するかの選択は、被災者自らの意思によって判断するものであり、避難先での生活が定着化する人もいる中、被災者が新たにその判断をするためには、一定の期間を要することから、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしないこととする。

なお、未だ十分に解消されていない被災者の放射線による健康影響等に対する不安については、放射線の健康影響等に関する国際的な知見や線量水準に関する考え方を、分かりやすく丁寧に伝えることが重要となる。

併せて、準支援対象地域についても、引き続き、被災者生活支援等施策の趣旨目的等に応じて、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適切に施策を実施する。

特に、避難指示が解除された地域についても、必要に応じた配慮をする。

IV その他被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を別途取りまとめ、公表する。

本基本方針は、必要に応じて見直す。その際、被災者等の意見を適切に反映する観点から、被災者を支援する民間団体等とも連携する。